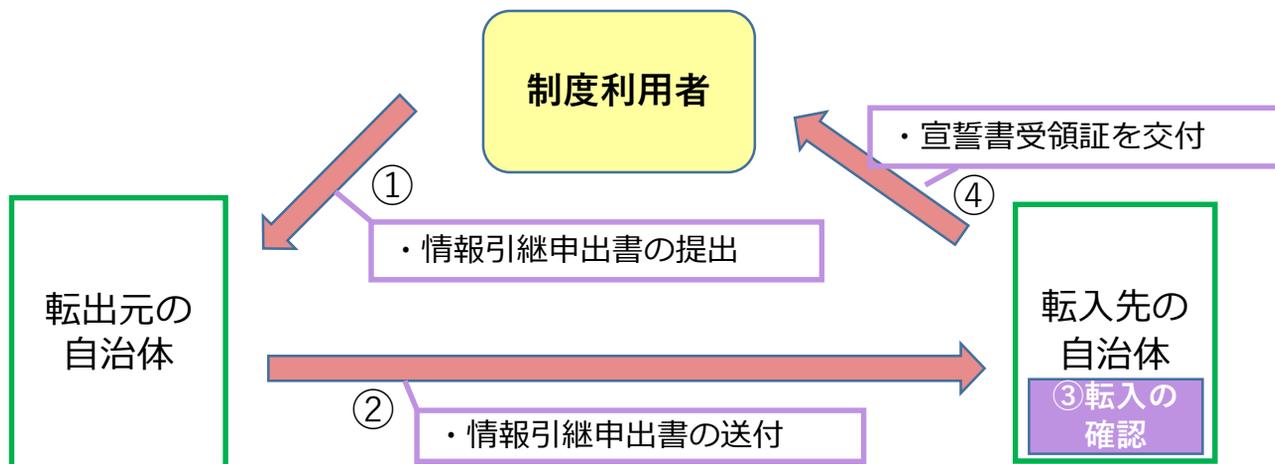


パートナーシップ宣誓制度における自治体間連携について

◀日向市が連携協定を結んでいる自治体▶ ※日付は施行日です。

宮崎市	令和5年7月1日～
西都市	令和6年6月1日～
えびの市	令和6年6月1日～
木城町	令和6年6月1日～
高千穂町	令和6年6月1日～
延岡市	令和7年4月1日～



【転出転入の流れ】

①制度利用者は、転出元の自治体に「情報引継申出書」を提出する。

* 転出元の自治体は、制度利用者に対して、転入先の自治体のパートナーシップ宣誓制度や利用できる行政サービス等を説明します。

②転出元の自治体は、転入先の自治体に「情報引継申出書」を送付する。

③制度利用者は、転入先の自治体に住民票の写しを持参又は郵送する。

④転入先の自治体は、制度利用者へ「宣誓書受領証」を交付する。

利用者のメリット

・ 転出入について自治体間で事前連絡を行うことや転出元の自治体から転入先の自治体の制度等の説明を事前に受けることにより、制度利用者が安心して制度を利用できる。

・ 転入先の自治体で、再度宣誓する必要がない。

♡連携先の自治体へ転出される場合は、日向市地域コミュニティ課までご相談ください。

(電話：0982-54-0227 (直通) 本庁舎2階⑥番窓口)

